

新庄市コンプライアンス推進指針

コンプライアンスとは…

一般に法令遵守と訳されていますが、単に法令違反しないというだけでなく、組織内の各種ルールを遵守すること、さらに社会常識や高い倫理観に則って正しい行動をすることを言います。

新庄市

《新庄市コンプライアンス推進指針目次》

I	策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	コンプライアンスとは・・・・・・・・	1
III	コンプライアンス推進目標・・・・・・・・	1
IV	コンプライアンス行動指針・・・・・・・・	2
	1 法令を遵守した適正な事務執行・・・・・・・・	3
	2 服務義務・公務員倫理の徹底・・・・・・・・	5
	3 情報管理の徹底・・・・・・・・	6
	4 交通法規の遵守・・・・・・・・	9
	5 信頼される市民対応・・・・・・・・	10
	6 ハラスメントの防止・・・・・・・・	11
V	担当課一覧・・・・・・・・	12

I. 策定の趣旨

人口減少・高齢社会の進行、地方分権の進展など社会経済情勢が大きく変化するなかで、市政運営を着実に進めていかなければなりません。そのためには、市役所職員に対する市民からの信頼が不可欠であることは言うまでもありません。しかし、職員による違法行為や職員の不注意等に起因する不祥事が発生すると、市政に対する信頼低下を招きかねません。市民からの信頼の低下は、市政運営全般に支障が生じることをすべての職員が認識し、組織としてコンプライアンスの取り組みを進めていく必要があります。

この指針は、すべての職員が共通の認識をもってコンプライアンス行動を実践することで、市民から信頼される組織となることを目指し、各課で取り組んでいるコンプライアンスに関する重要な事項をとりまとめ、職員が常に意識すべき指針を定めるものです。

II. コンプライアンスとは

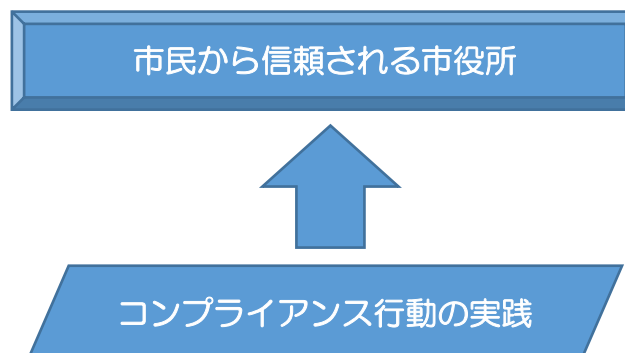
コンプライアンスとは、一般に法令遵守と訳されていますが、単に法令違反しないというだけでなく、組織内の各種ルールを遵守すること、さらに社会常識や高い倫理観に則って正しい行動をすることを言います。

また、地方自治体にとってコンプライアンスとは、地域住民、地域社会の要求や期待に応えていくことであり、そのための信頼関係を築いていくことが必要となります。

そして、市民との信頼関係を構築していくには、個々の職員が公務員としての立場を改めて認識し、法令（この「法令」には、法律、政令、省令、条例、規則のほか組織内部に適用される規程等を含みます。）に基づき適正に職務を遂行することは当然のこととして、職務外であっても法令、社会規範やマナーについても率先して遵守していくことが求められています。

III. コンプライアンス推進目標

私たち職員一人ひとりが公務員としての高い倫理観を持ち、社会的責任を自覚してコンプライアンス行動を実践し、質の高い行政サービスを提供することによって、より市民から信頼される市役所を目指します。



IV. コンプライアンス行動指針

コンプライアンス推進目標を達成するために職員一人ひとりが行動する際に、常に意識しなければならない6つの項目を、行動指針として掲げます。

すべての職員は、業務上だけではなく私生活においても、自らの行動を振り返り、コンプライアンス行動の実践ができているのか、日頃から確認する必要があります。なお、この行動指針は、社会情勢の変化や新たな課題の発生などに応じて、必要な見直しを行うとともに、取組の状況を随時確認していくこととします。

【コンプライアンス行動指針】

1. 法令を遵守した適正な事務執行
2. 服務義務・公務員倫理の徹底
3. 情報管理の徹底
4. 交通法規の遵守
5. 信頼される市民対応
6. ハラスメントの防止

1 法令を遵守した適正な事務執行

(1) 法令遵守の徹底

- 事務の執行にあたっては、常に根拠となる法令等を確認し、十分に理解して、正しく適用するとともに、事務改善が必要な場合は、積極的に見直しを行うこと。
- 契約事務については、競争が原則であることを認識し、事務手続きの透明性、公平性を確保して、適正に執行すること。
- 職場において法令違反行為等を知ったときは、隠ぺいしたり、見過ごしたりせず、上司に報告、相談する等の適切な対応をすること。

【関係法令等】

○法令等に違反した事務処理の禁止(地方自治法第2条第16項)

地方公共団体は、法令に違反してその事務をしてはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

○支出負担行為(地方自治法第232条の3)

普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)

職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

○入札・契約事務の留意点(財政課)

○新庄市建設工事契約約款(財政課)

○業務委託契約約款(財政課)

○物件購入契約約款(財政課)

○中間前金払制度について(財政課)

(2) 公金の適正管理

- 公金の取扱いにあたっては、市民から預かった大切な税金であるという意識を常に持つこと。
- 内部牽制機能を確保して適正な経理処理を行うため、複数の職員による確認を徹底すること。

【関係法令等】

○各年度に通知される「予算の執行について」(財政課)

○各年度に通知される「予算執行留意点」(会計課)

(3) 事務処理ミスの防止

- 事務のマニュアル化など職員間の情報共有を図り、複数の職員によるチェック体制を構築し、上司への報告・連絡・相談を徹底すること。
- 事務処理ミスが発生したときは、ただちに所属長に報告し、市政の透明性確保と信頼回復を図るため、ミスの原因を究明し、組織的な再発防止策を講じること。また、社会的影響が大きいと判断される場合は報道機関に公表すること。

○公用文の書き方&わかりやすい公用文の書き方(総務課)

○文書事務ハンドブック(総務課)

2 服務義務・公務員倫理の徹底

(1) 服務規律の徹底

- 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために、全力を挙げて勤務する義務が課されていることを常に意識すること。
- 服務遂行中はもとより、勤務時間外であっても、自らの行動が公務全体の信用に影響することを常に意識し、市民の信頼を損なうような行動をしないこと。
- 市が保有する財産や職員の管理する他人の金品は、私的流用をしないこと。

【関係法令等】

○服務の根本基準(地方公務員法第30条)

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

○服務の宣誓(地方公務員法第31条)

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

○秘密を守る義務(地方公務員法第34条第1項)

職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

○職務に専念する義務(地方公務員法第35条)

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

○財産の管理及び処分(地方自治法第237条第1項)

この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

○新庄市職員の服務に関する条例

○新庄市教育委員会職員の服務の宣誓に関する規則

(2) 倫理意識の保持

- 利害関係者から金銭、物品等の提供を受けたり、飲食、遊戯を共にするなど、市民の疑惑を招くような行為を行わないこと。

【関係法令等】

○信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 情報管理の徹底

(1) 個人情報の適正な取扱い

○個人情報とは、必要最小限の情報を、取扱目的を明確にし、原則として本人から収集するとともに、取扱目的の範囲を超えて利用しないこと。

○個人情報の紛失や漏えい等の事故を起こさないよう、慎重な取扱い及び管理の徹底に努めること。

※「個人情報」とは、住所、氏名、生年月日等の個人に関する情報で、特定の個人が識別することができるもの。また、「特定個人情報」とはマイナンバー及びマイナンバーをその内容に含むもの。

【関係法令等】

○市の機関の責務(新庄市個人情報保護条例第3条第1項、第2項)

- 1 市の機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。
- 2 市の機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

○取得の制限(新庄市個人情報保護条例第6条第1項、第2項、第3項)

- 1 市の機関は、次に掲げる場合を除き、個人の思想、信条、宗教その他個人の人格的利益を侵害するおそれのある個人情報要配慮個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。)の取得をしてはならない。
 - (1) 法令に特別の定めのあるとき。
 - (2) 市の機関が、審議会の意見を聴いて正当な行政執行の範囲内であり、かつ、公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 市の機関は、個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、本人から直接取得しなければならない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命、身体、健康又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (4) 公知性のある個人情報であるとき。
 - (5) 国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から取得することが事務又は事業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
 - (6) 他の市の機関から取得するとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が、審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 3 市の機関は、本人から直接書面等に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
 - (1) 人の生命、身体、健康又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

○適正な管理(新庄市個人情報保護条例第7条)

市の機関は、保有個人情報の保護を図るための個人情報管理責任者(以下「管理責任者」という。)を定めるとともに、保有個人情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 保有個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう管理すること。

(2) 保有個人情報の改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故を防止すること。

(3) 不要となった保有個人情報は、速やかに廃棄又は消去の処理を行うこと。

○利用及び提供の制限(新庄市個人情報保護条例第10条)

1 市の機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産に対する急迫の危険を避けるためやむを得ないと認められるとき。

(3) 公表することを目的として取得したとき。

(4) 法令又は条例の定めに基づいて行う事務の遂行に関連するとき。

(5) 市の機関が所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて正当な理由のあるとき。

(6) 他の市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、所掌する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて正当な理由のあるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市の機関が審議会の意見を聴いた上で公益上必要があると認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令及び他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

○保有特定個人情報の利用の制限(新庄市個人情報保護条例第11条の2第1項、第2項)

1 市の機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、人の生命、身体、健康又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以

外の目的のために保有特定個人情報保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

○新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めたものです。

(2) 公文書の適正な管理

○公文書は市政の重要な記録であることを認識し、常にその所在に関して把握し、適正に管理すること。

○公文書の庁外持ち出しは、原則禁止であるが、業務上やむを得ず持ち出す場合は、紛失や盗難のリスクがあることを念頭に置き、厳重に管理すること。

【関係法令等】

○公文書の保管(新庄市文書管理規程第36条第1項から第5項)

完結した文書は、各課の文書主任がキャビネットに、文書分類別に整理保管しなければならない。総務課長は、文書の引継ぎを受けたときは、編集の適否等について審査し、適当と認めたものについては、年度別(年別)、記号番号別に整理し、書庫に保存しなければならない。この場合、審査の結果不適当なものがあるときは、主管課長に対し、その修正又は補完を求めることができる。新庄市情報公開条例施行規則(昭和58年規則第14号)で規定する検索簿及び文書目録に必要な事項を記入のうえ、前項に規定する区分により整理保存しなければならない。

○管理の体制等(新庄市文書管理規程第40条第1項、第2項)

総務課長は、文書の引継ぎを受けたときは、編集の適否等について審査し、適当と認めたものについては、年度別(年別)、記号番号別に整理し、書庫に保存しなければならない。

○庁外持出しの制限

公文書は、庁外に持ち出すことができない。ただし、職務上必要と認める場合は、この限りでない。

(3) 情報セキュリティポリシーの遵守

○電子情報の改ざん、漏えい等や、情報システム障害を防止するために、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、情報セキュリティポリシーを遵守すること。

【関係法令等】

○情報セキュリティ対策基準(総合政策課)

新庄市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を実施するために必要な遵守すべき事項等の統一的な基準を定めたもの。

4 交通法規の遵守

(1)安全運転の励行

- 自動車、自転車等の運転にあたっては、法令遵守を率先すべき公務員として、公私を問わず交通法規を遵守し、常に安全運転の意識を高く持つこと。
- 公用車使用時は、所属長等による免許証携行確認や運行前点検、運行時の同乗者による安全確認等、安全運転の励行に努めること。

【関係法令等】

○安全運転の義務(道路交通法第70条)

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(2)交通違反・交通事故の防止

- 交通法規の違反は、職員一人ひとりの心掛けによって確実に防止できるものであることを認識し、交通違反は絶対に行わないという強い意志を持つこと。
- 不注意や気の緩みによって交通事故を起こさないよう心掛け、万一、交通事故を起こしたときは、負傷者の救護、路上の危険防止措置、警察への連絡等の措置を迅速に行うこと。

【関係法令等】

○交通事故の場合の措置(道路交通法第72条第1項)

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数および負傷者の負傷の程度並びに損壊物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

○新庄市公用車安全運行委員会設置規程

職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、公用車の安全運行に寄与するために設置される委員会の規程。

5 信頼される市民対応

(1) 誠実かつ公平・公正な対応

○市民と接するときは、自らの対応が市役所への評価となることを常に意識し、誠実かつ公平・公正な対応を心掛けること。

○市民からの意見、相談、苦情等は、市民が行政に何を求めているのかを知ることができる貴重な機会と捉え、市民の立場で考え、懇切丁寧な対応を心掛けること。

(2) 不当要求行為等への毅然とした対応

○市への要望、苦情等が、暴力や脅迫など不当な手段によって職務を強要するなどの不当要求行為等に該当する場合は、上司に報告、相談のうえ、組織的対応に努めながら、毅然とした対応をすること。

【関係法令等】

○新庄市役所『接遇ハンドブック』(総務課)

○新庄市暴力団排除条例

暴力団排除に関する基本理念を定め、職員等への不当な要求に対する措置や契約事務、給付金の交付及び公の施設の管理における暴力団排除などを定めたものです。

6. ハラスメントの防止

(1) セクシャル・ハラスメントの防止

○セクシャル・ハラスメントは、単なる個人間の問題ではなく、職員の人権や働く権利を侵害するものであり、職場環境の悪化を招き、公務の円滑な遂行を阻害する行為であることを認識し、防止に努めること。

※「セクシャル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

【関係法令等】

○職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置(男女雇用機会均等法第11条第1項)

事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることがないように、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要なそりを講じなければならない。

(2) パワー・ハラスメントの防止

○パワー・ハラスメントは、職場での上下関係などの立場を利用した嫌がらせであり、職員の勤労意欲を低下させ、職場環境の悪化を招き、公務の円滑な遂行を阻害する行為であることを認識し、防止に努めること。

※「パワー・ハラスメント」とは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的な苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

(3) 職場における妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントの防止

○職場における妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントは、職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したことや育児休業、介護休業等の利用に関する言動）により妊娠・出産した女性職員や育児休業等を申し出た、又は取得した男女職員の就業環境を害する行為であることを認識し、防止に努めること。

V 担当課一覧

(平成30年1月現在)

項目		主な法令等	担当課
1	法令を遵守した適正な事務執行	○入札・契約事務の留意点 ○新庄市建設工事契約約款 ○業務委託契約約款 ○物件購入契約約款 ○中間前金払制度について	財政課
		○公用文の書き方&わかりやすい公用文の書き方 ○文書事務ハンドブック	総務課
2	服務義務・公務員倫理の徹底	○新庄市職員の服務に関する条例 ○新庄市教育委員会職員の服務の宣誓に関する規則	総務課
3	情報管理の徹底	○新庄市個人情報保護条例 ○新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ○新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程 ○新庄市情報セキュリティポリシー	総合政策課
		○新庄市文書管理規程	総務課
4	交通法規の遵守	○新庄市公用車安全運行委員会設置規程	総務課
5	信頼される市民対応	○新庄市役所 『接遇ハンドブック』 ○新庄市暴力団排除条例	総務課
6	ハラスメントの防止		総務課



自然と共生 暮らしに活力
心豊かに笑顔輝くまち 新庄

新庄市コンプライアンス推進指針

発行：新庄市役所 総務課

平成30年3月 策定